令和7年度米粉需要創出・利用促進対策事業 (令和6年度補正予算(第1号))のうち 米粉製品製造能力強化等支援対策事業に係る3次公募要領

第1 総則

令和7年度米粉需要創出・利用促進対策事業(令和6年度補正予算(第1号))のうち米粉製品製造能力強化等支援対策事業(以下「本事業」という。)に係る3次公募の実施については、この要領(以下「本要領」という。)に定めるものとします。

本事業の実施に当たっては、米粉需要創出・利用促進対策事業補助金交付等要綱(令和4年12月8日付け4農産第3219号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)、米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領(令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知)及び米粉需要創出・利用促進対策事業補助金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年12月8日付け4農産第3431号農林水産省農産局長通知。以下「取扱い通知」という。)によるものとします。

第2 趣旨

国内で自給可能な穀物である米を原料とした米粉の利用を拡大することは、食料安全保障上極めて重要であることから、本事業では、米粉製粉・米粉製品製造能力を強化するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等を支援することにより、米粉の利用拡大を推進します。

第3 事業内容等

事業内容、採択要件、成果目標の内容等は別記に定めるとおりとします。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

第5 応募者の要件

本事業に応募できる団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- 1 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則(平成21年農林水産省令第41号)第1条第1号に規定する新用途米穀加工品又はこれを原料とする加工食品を製造する法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ)であること。
- 2 事業を行う意思及び具体的計画並びに事業を的確に実施することができる能力 及び体制を有していること。
- 3 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する 法人等であって、定款、役員名簿、法人等の事業計画書・報告書、収支決算書等 (これらの定めのない法人等にあっては、これらに準ずるもの)を備えているこ と。

- 4 日本国内に所在し、事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる法人等であること。
- 5 法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 6 事業実施計画(様式4)の「7. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、農産局長に提出すること。

第6 事業の実施

- 1 応募者は、事業実施計画書を作成するものとします。
- 2 本事業の実施に当たっては、取扱い通知を適用するものとします。

第7 補助対象経費の範囲

- 1 補助対象経費の範囲は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、別記第5に 定める経費とします。
- 2 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。
 - (1) 不動産取得に関する経費
 - (2) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
 - (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (4) 補助金の交付決定前に発生した経費(要綱第5第2項の規定により交付決定前着手届出書を提出した場合を除く。)
- (5)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。
- (6) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の 実施に要した経費であることを証明できない経費

第8 補助率

補助率は、1/2以内とする。

第9 申請書類の提出

応募者は、1の表に掲げる申請書類(以下「申請書類」という。)を提出するものとします。

1 申請書類

申 請 書 類	郵送によ る場合の 提出部数
応募申請書(様式1)	2 部
事業実施体制(様式2)	2 部
申請書類チェックシート	1部
確認項目チェックシート (様式3)	1 部
事業実施計画書(様式4)	2部
事業実施計画書添付資料	2 部
定款、規約等	1 部
直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し	1 部

郵送による場合は、申請書類を1つの封筒に入れ、「米粉需要創出・利用促進対策事業(米粉製品製造能力強化等支援対策事業)申請書類」と表に朱書きをして提出して下さい。

- 2 申請書類の提出期限及び提出先 申請書類の提出期限及び提出先については、公示のとおりです。
- 3 申請書類の提出に当たっての注意事項
- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した申請書類は、変更することができません。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した申請書類は、無効とします。
- (5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 申請書類の提出は、原則として電子メールとし、"komeko_03@maff.go.jp" に提出して下さい。FAXによる提出は受け付けません。そのほか、郵送若しくは宅配便(バイク便を含む。)又は持参による提出も可能とします。
- (7)申請書類を郵送、宅配便、持参で提出する場合には、簡易書留、特定記録等、 配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕 をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。ま た、電子メールによる申請の場合には、提出期限までに申請を実施するように してください。

(8)申請書類を電子メールで送付する場合は、件名を「米粉需要創出・利用促進 対策事業(米粉製品製造能力強化等支援対策事業)の応募書類(申請者名)」 としてください。

また、資料ごとに電子データにまとめ、提出してください。なお、電子メールに添付するファイルは、圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト未満とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名を「米粉需要創出・利用促進対策事業(米粉製品製造能力強化等支援対策事業)の応募書類(申請者名)・その〇(〇は連番)」としてください。

なお、電子メール受信トラブル防止のため電子メール送付後、下記連絡先に御 連絡ください。

(連絡先)

農林水産省農産局穀物課新用途米穀推進班

電話番号:03-6744-2517

- (9) 提出後の申請書類については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査 以外には無断で使用しません。

第10 申請書類の審査

提出された申請書類については、次の1から3までに掲げるとおり、事業担当課等において応募者の要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が別に定めるところにより設置する選定審査委員会の審査を経て、補助事業者となり得る候補(以下「補助金交付候補者」という。)を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、申請書類の内容を確認し必要に応じて問合せをいたします。

なお、第5の応募者の要件を満たしていないものについては、以降の審査の 対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された申請書類について事前整理を行います。また、必要に応じ、応募者に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことがあります。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業実施計画書等の妥当性、申請経費の妥当性、応募者の適格性、事業

内容及び事業の効果の観点、原料となる原料米等の調達方法等を勘案して総合的に行います。なお、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

3 審査結果の通知

- (1) 農産局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定 し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に 対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。
- (2)審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることになります。
- (3) 補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。
- (4) 委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、 審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、 その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義 務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問 合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業(農林水産省又は他省庁等の補助事業等)への申請を 行っている場合には、申請段階(補助金交付候補者として選定されていない段階) で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の 事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交 付候補者の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第12 採択後の補助事業者の責務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金

等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号) 及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)に基づき、適正に執行すること。

- (2)補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用 に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の 費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。また、過 剰と見られるような推進活動及び施設、機械の整備を排除し、徹底した事業費の 低減が図られるよう努めること。
- (3)補助事業者は、補助金の経理を他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (4)補助事業者は、金融機関等から借入れを行う場合には、事業計画の応募申請 に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書 類(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したも の)を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容 及び変更に伴う対応方針について報告すること。

補助事業者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第10条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、農産局長は、補助事業者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況の確認を行うことがあること。

3 フォローアップ

事業実施期間中、事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が 達成されるよう、補助事業者に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行 うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査(現地調査を含む。) を行 うものとします。

補助事業者は、要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとします。

4 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した財産の所有権は、補助事業者に帰属するものとします。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 本事業により取得又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないこと。
- (2) 本事業により取得又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければな

らないこと。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあること。

第13 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達 分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれる ことは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないた め、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1)補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)補助事業者の関係会社(補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社、子会社及び同条第5項に規定する関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)
- 2 利益等排除の方法
- (1)補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品 に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料 を提出するものとします。

第14 その他

補助事業者は、工場の従業員等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させる

よう努めるものとします。

第15 公示への委任等

本要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ (ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html)に掲載しております。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めるものとします。

米粉製品製造能力強化等支援対策事業

第1 事業の概要

米粉製品製造能力強化等支援対策事業(以下「本事業」という。)では、米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等を支援するものとする。

この場合、応募者においては、様式4の米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画書(以下「事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

第2 事業の実施基準等

- 1 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の執行等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について(平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知)及び過大精算等の不当事態の防止について(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

- 3 本事業の補助対象となる機械器具設備は、次のとおりとする。
- (1)原則、新品に限るものとする。ただし、中古機械器具設備(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過期間を差し引いた残存年数(年単位として、1年未満は切り捨てる。)が3年以上(残存年数が3年未満のものについては、使用できる年数について販売店等による3年間以上の保証があるものに限る。)の機械器具設備をいう。)を導入する場合は、同能力の新品の機械器具設備の購入価格及び耐用年数を勘案し、中古機械器具設備の購入の方が経済的に優れていると認められる場合に限り、助成対象とすることができるものとする。
- (2) 既存の機械器具設備の代替として同等のものを再度導入し、機械器具設備の更新と見込まれる場合には、本事業の補助の対象外とする。
- 4 交付等要綱第3第3項の補助対象となる施設は、次のとおりとする。
- (1) 原則として、新品、新築又は新設によるものとする。ただし、成果目標の達成に 必要な新用途への改修(耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地 は含めないものとする。)の取得を含む。以下「改修等」という。)については、 以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修 等の方が経済的に優れていること。
 - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用 年数以上であること。
 - ウ 補助事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請

を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する 改修等であること。
- (2) 施設の附帯施設のみの整備については、本事業の補助の対象外とする。
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。
- 5 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費は、本事業の補助の対象外とする。

第3 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品の製造量の増加につながるものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において本事業の実施後、当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10トン以上かつ10%以上の増加を図ること。
- 2 米粉又は米粉加工製品の製造施設においては、本事業の実施後、Codex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。(第5の2のイに取り組む場合に限る。)
- 3 1事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。

第4 成果目標及び目標年度

1 成果目標

補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において、次の要件のいずれにも該当するものを設定するものとする。

- (1) 次のア及びイを満たすこと
 - ア 米粉若しくは米粉製品を新規に製造し、又は製造量を10%以上増加させる。
 - イ 米粉使用量を目標年度までに10トン以上増加させる。
- (2) 次のアからウまでのいずれかを満たすこと
 - ア 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される全ての 製品又は製品の主原料を米粉とする。
 - イ 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される製品の 重量の過半に、米粉を原料として2%以上使用する。
 - ウ イに相当する数量の米粉を原料として新たに使用し、目標年度までの米粉関係 製品の出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準とする。
- 2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から5年以内とする。

第5 補助対象要件等

本事業の補助対象要件等は、次のとおりとする。

1 補助対象となる施設及び設備

補助対象は、事業実施計画において、米粉製粉・米粉製品製造能力の強化等を促進する効率的な体制を構築するために必要なことが明らかな施設及び設備とし、米粉の増産に必要な付帯施設及び設備を含めるものとする。

2 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア機械器具設備

受入れ、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、 制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備その他製粉、製品の製造に必要 な設備の整備

イ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟(室)(機械設備を集中的に管理 運営するための建築物)その他必要な建築物の整備。ただし、本事業実施後に本建 築物から出荷される全ての製品が米、米粉又は米粉を主たる原料とした、小麦グル テンを含まない製品を製造する建築物に限る。

ウその他

機械器具設備、上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等。ただし、総事業費の20%以内とする。

第6 補助金の上限

本事業に係る補助金の上限は、1事業実施計画当たり109,781千円とする。

)		
)		
		١

申請書類チェックシート

応募事業名

申請者チェック欄	申 請 書 類	郵送の 場合の 提出 部数	事務局 チェック欄 (※)
	応募申請書 (様式1)	2部	
	事業実施体制 (様式2)	2部	
	申請書類チェックシート(本紙)	1 部	
	確認項目チェックシート (様式3)	1 部	
	事業実施計画書 (様式4)	2部	
	事業実施計画書添付資料 (様式4に記載の添付 資料)	2 部	
	定款、規約等	1 部	
	直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し (これらの書面を作成していない場合は提出不要ですが、 その場合は、応募団体の収支の状況を確認することがで きる収支決算書等を必ず提出してください。)	1部	

- (注) 1. 申請書類について漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。 2. 事務局チェック欄(※) には記入しないでください。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地 団体名 代表者役職・氏名

令和7年度米粉需要創出・利用促進対策事業(令和6年度補正予算(第1号)) (米粉製品製造能力強化等支援対策事業)への応募について

このことについて、令和7年度米粉需要創出・利用促進対策事業(令和6年度補正予算 (第1号))のうち米粉製品製造能力強化等支援対策事業に係る3次公募要領(令和7年 9月19日付け7農産第2773号農林水産省農産局長通知)第9に基づき関係書類を添えて 事業実施計画書等を提出します。

事業(会計)責任者氏名:

電 話:

メールアドレス:

事 業 実 施 体 制

4	# -	+ -	Щ.	H
11,2	尽 :	₩.3	羊	\mathcal{L}

※ 応募者だけでなく、本事業に関わる関係機関の実施体制、申請経費について整合がとれている内容で記入してください。 記入に際し、実施体制は図による記載も可。申請経費については、一覧表形式での提出も

(様式3)

米粉製品製造能力強化等支援対策事業の確認項目チェックシート

※事業実施上、確認が必要な以下の項目について、確認した事項のチェック欄に印を入れ、その確認方法や判断根拠等を具体的に記載してください。

番号	確認項目(該当する場合はチェック欄に印を入れること)	チェ ック 欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根 拠等」の記入例
1	円滑な事業実施のための人員 体制が組まれている。			別添の事業実施体制により、事業の執行・検証・調整等を円滑に実施可能な人員・体制が確保されている。
2	適切に会計処理を行う体制となっている。			事業実施に係る経理などの事務 について、会計の処理方法及び その責任者、内部監査の方法が 明確に定められており、適切な 管理体制及び処理能力を有して いる。
3	取組の内容が事業の趣旨に合 致している。			○○○○が、事業の趣旨に合致 している。
4	事業実施計画の内容が、成果 目標に沿っている。			○○の向上に資する計画となっ ている。
5	採択要件・実施基準を全て満 たしている。			公募要領に定められた事項及び 要件基準により、基準数値等を 満たしていることを確認した。
6	過大な事業費となっていない (施設の整備に当たっては、 事業内容に不要な附帯設備や 過剰な設備、奇抜なデザイン 等を計画していない)。			施設・設備の基本的な仕様については、○○の施設・設備を参考に検討し、必要最低限の事業費となっている。
7	自己資金若しくは他の助成に より事業を実施中又は既に終 了していない。			自己資金若しくは他の助成により事業実施中又は既に終了した事業ではない。
8	施設規模について、過大な投資を防ぎ、効率的な稼働を図るため、現状の生産能力や販売実績をもとに十分に検討した。			施設で製造する品目別の生産量 と将来の経営計画を十分に考慮 し、適切な規模を求めるシミュ レーションを実施した。
9	整備後の施設で生産される製品について、販売先における 取引価格や数量等の見通しが 明らかである。			市場調査や販売先との協議を踏まえ、施設の収支が成り立つよう販売計画を作成している。
10	施設の附帯施設のみの整備ではない。			本体施設の整備が計画に含まれており、施設の附帯施設のみの整備ではない。
11	施設の整備に伴う用地の買収 若しくは賃借に要する経費又 は補償費等が含まれていな い。			施設の整備に伴う用地の買収若 しくは賃借に要する経費又は補 償費等は含まれていない。
12	1事業実施計画当たりの総事 業費が5千万以上となってい る。			概算設計書等のとおり、5千万 以上となっている。

※必要に応じて上記確認項目について、農林水産省から資料等を求める場合があります。

米粉製品製造能力強化等支援対策事業

事業実施計画書

事業実施年度: 令和 年度

応募者名:

米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画

基本情報

補助事業者名	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
--------	------------	--------

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

- (注) 「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体 的に記載すること。
- 2 事業の完了予定年月日 令和○○年○○月○○日

3 事業の成果目標

①成果目標の内容

成果目標の内容

②成果目標の具体的な数量

	米粉	製品重量又は米粉使用量											
米粉又は 米粉製品	使用率 (%)	[実績] 令和5年度 (t)	[見込] 令和6年度 (t)	[目標] 令和7年度 (t)	[目標] 令和8年度 (t)	[目標] 令和9年度 (t)	[目標] 令和 10 年度 (t)	[目標] 令和 11 年度 (t)					
(例) 米粉入り 〇〇パン	20%	10t	20t	30t	40t	50t	55t	60t					
ロールパン	0 %	10t	10t	10t	10t	10t	10t	10t					
合計米粉 使用量		2 t	4 t	6t	8t	10t	11t	12t					

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷されるすべての製品について記載。

注 米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領(令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。)別記3別表1に掲げる成果目標のうち補助事業者が自ら目標として設定した成果目標。

² 本事業実施以前に米粉又は米粉製品(以下「米粉製品等」という。)の製造実績がある場合や、国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている施設、設備によって米粉製品等の製造実績又は製造予定がある場合は、別紙参考に定める記載例を参照して記載する。

³ 必要に応じて行を増やして記載。

③成果目標の具体的な出荷額

米粉又は 米粉製品	〔目標〕 令和7年度	〔目標〕 令和8年度	〔目標〕 令和9年度	〔目標〕 令和 10 年度	〔目標〕 令和 11 年度	合計	単位 (百万円 千円等
(例) 米粉入り〇〇パン	300	400	500	550	600	2350	百万円
合計金額	300	400	500	550	600	2350	百万円

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷される全ての米粉関係製品について記載。2 必要に応じて行を増やして記載。

4 整備する機械器具設備・施設等の一覧

(1)整備する機械器具設備の一覧

<見積書1件あたり1行で記載>

					機械器具設備の価格、補助金額等						
No	機械器具設備名	新品・中 古の区分 ※1	法定耐用 年数 ①	中古機 経過年数 ②	械の場合 残存年数 (①-②) ※ 2	型式	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 A+B (円)	補助金額 (A/2以内) (円)
1					, , Z						
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
計											

※1:中古の場合は、残存年数が3年以上の場合に限る。 ※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

(2)整備する施設の一覧

<見積書一件あたり一行で記載>

	音一件のため									
No			施討	设の概要		新築・改修等価格、補助金額等				
	施設名	新築・改 修等の区 分	法定耐用 年数	(改修等 の場合) 内部施設 の法廷耐 用年数	型式等	数量	新築・改修等 費用 A (円)	消費税(円)	計 (円)	補助金額 (A/2以内) (円)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
計					_					

5 補助対象物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

[※] 補助対象物件を担保に供さない場合は記載不要。

6 経費の配分及び負担区分

取組内容	総事業費	負担区		
(工種、施設区分、構造、規格、能力等)	松争未負	国庫補助金	その他	1佣 右
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	

⁽注)整備を予定している施設等の能力・規模は、設備が過剰とならないとともに、補助事業者の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(1) 収入の部

マム	本年度予算額	前年度予算額	比較:	備考		
区分	(又は本年度精算額)	(又は本年度精算額)	増	減)用 <i>行</i>	
1 国庫補助金	Ħ	P	円	円		
2 その他	円	円	円	円		
合 計						

(2)支出の部

区分	区 公	本年度予算額	前年度予算額	比較:	備考	
	(又は本年度精算額)	(又は本年度精算額)	増	減		
			_			
		円	円	円	円	
合	計					

⁽注)区分の欄は、取組内容を記載する。

- 7 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
- ① 事業実施期間において、次の1から6までの取組の全ての項目を実施することとなっています(ただし、該当しない取組を除きます)。
- ② 事業実施期間中に実施する取組について、「チェック欄」に ✓ を記載してください。なお、記載内容に該当しない場合には、「該当しない」に✓ を記載してください。

項目	取組内容	チェック欄	該当 しない
1	適正な施肥・防除		
ı	① 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討する。		
	エネルギーの節減		
2	② 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。		
_	③ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないことを検討する。		
	④ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。		
3	悪臭及び害虫の発生防止		
3	⑤ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。		
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
	※と畜場でない場合		
4	` 食品ロスの削減に努める。		
	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理することを検討する。		
	⑧ 資源の再利用を検討する。		
	生物多様性への悪影響の防止		
	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合		П
5	生物多様性に配慮した事業実施に努める。		
	※水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合		
	** 排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。		
	環境関係法令の遵守等		
6	① みどりの食料システム戦略の理解に努める。 ② 即ませる社会な漢字(注)せる		
	② 関連する法令を遵守(注)する。		
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		

	14)	※機械等を扱う場合 機械等の適切な整備と管理に努める、	
	15	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注:「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)等を遵守することを示す。

8 添付書類

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料
- (2) 3の②の「実績」の根拠となる資料
- (3) 直近3年の原料購入実績が分かる資料
- (4) 申請する補助対象施設・機械の見積書(写し)
- (5)参考資料として工場施設等の位置がわかる当該地域の地図及び施設の設計図等
- (6) その他事業実施計画等申請書類の内容を確認する上で必要となる資料

(別紙参考) 本事業実施以前に米粉製品等の製造実績等がある場合の成果目標の記載例

- ※ 過去に米粉の使用実績がある場合は、本事業の成果目標から除くため、以下を参考に記載してください。
- ※ 他事業の助成によって製造されている場合は、他事業の成果目標と区別するため、以下を参考に助成を受けている旨をカッコ書きで記載してください。

	717 AV	製品重量又は米粉使用量						
米粉又は 米粉製品	米粉 使用率 (%)	[実績] 令和 5 年度 (t)	[見込] 令和6年度 (t)	[目標] 令和7年度 (t)	[目標] 令和8年度 (t)	[目標] 令和9年度 (t)	[目標] 令和 10 年度 (t)	[目標] 令和 11 年度 (t)
【 ※事業対象】 米粉入り ラーメン (本事業により製造)	20%	10t	20t	30t	40t	50t	55t	60t
【 ※事業対象外】 米粉入り食パン (○○事業の助成により 製造)	10%	10t	12t	14t	16t	16t	16t	16t
【 ※事業対象外】 米粉入りクッキー (△△事業の助成により 製造予定)	40%	0t	0t	2t	4 t	8t	8 t	8 t
他事業による国	助成がある	場合はその旨	を記載し、					
【※事業対象外】と記載する。また、その事業の成果目標で定めている製造量を記載する。						って助成がない 業対象外】とし	米粉製品等を製 て記載する。	製造し)
【 ※事業対象外 】 米粉	100%	20t	20t	20t	20t	20t	20t	20t
			※事業対象】 用量を記載する					
すべての米粉使用量		23t	23. 2t	24. 8t	31. 2t	34. 8t	35.8t	36. 8t
合計米粉 使用量		2 t	4 t	6 t	8 t	10t	11t	12t

一番下の「合計米粉使用量」 の行は【※事業対象】のみの 米粉使用量を記載する。

本事業により増加する米粉使用量は 12t-2t=10t となる。